

# 第 1 章

## 策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

文化芸術は、市民にゆとりと心の潤いをもたらし、心豊かな活力ある市民生活と魅力あるまちづくりの実現に寄与するものです。

豊かな感性や創造性により育まれた文化芸術活動は、市民の生活様式や生活向上意識により変容し、様々なスタイルで市民生活に密着しています。

現在、本市の人口は、人口減少社会において微増を続けており、平成29年12月には60万人に達した状況ですが、平成32年度を境に微減に転ずると予想されています。

そのようななか、本市に係る課題を解決し、多様な市民のニーズに的確に対応するためには、本市の資源を効果的・効率的に活用し、多くの人から「選ばれるまち」を目指す必要があります。

文化芸術の分野においては、市民の多様な文化芸術活動への意欲を高め、自己実現を叶えるための支援をし、一人ひとりの活動の自主性を尊重しながらもお互いに交流し、協力しあえる市民生活を目指します。

一人ひとりの自己実現は、高齢化社会が進む昨今において、いつまでも健康で元気に過ごすための生きがいや交流作りの役割を担います。また、少子化社会の課題において、今を生き続ける文化芸術を次世代につなげることは、伝統の継承や新たな発展につながる役割も担うことができるものと考えます。

市民の文化芸術活動が活発に行われ、誰もが等しく、文化芸術に触れ享受できることこそが、私たちの役割と考え、総合的に積極的に推進するため、「川口市文化芸術基本計画」を策定するものです。

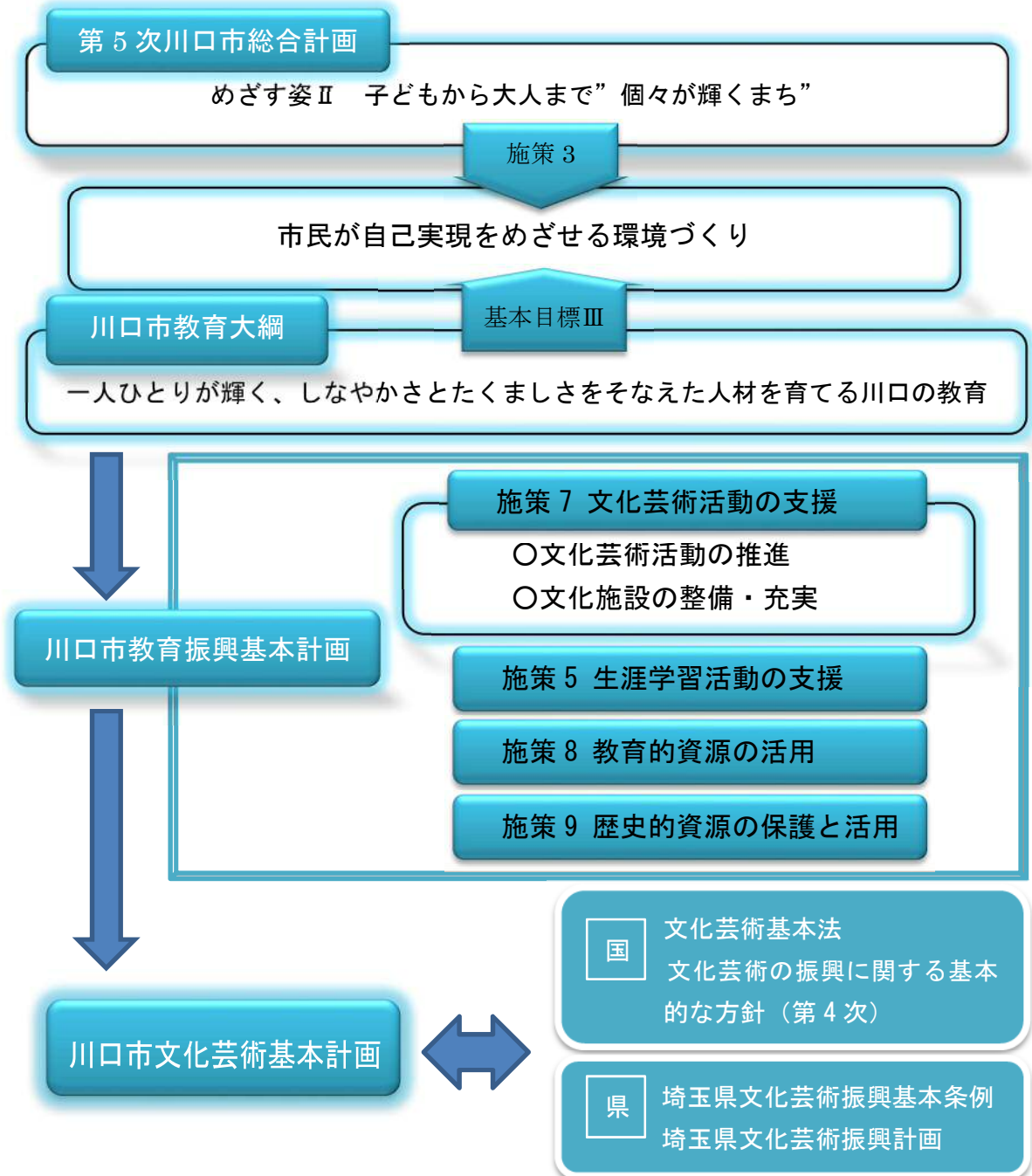
## 2 計画の位置付け

計画は、本市の文化芸術の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画と位置付けます。策定にあたっては、「第5次川口市総合計画」を上位計画とし、「川口市教育大綱」を上位理念、「川口市教育振興基本計画」を文化芸術分野の関連計画と位置づけ、それらの施策を踏まえ、行政各分野とともに十分な連携を図ります。また、経済産業などの社会状況や市民の多様な生活様式の変化、ニーズを反映するものとし、そのため、この「川口市文化芸術基本計画」は、「第5次川口市総合計画」及び「川口市教育振興基本計画」の進行状況などと整合性を図りながら必要に応じ見直すこととします。

「第5次川口市総合計画」のめざす姿Ⅱ「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」は文化芸術分野の理想の姿として位置づけられています。さらに、理想の姿を実現するものとして、施策を4本掲げており、そのひとつとして、施策3「市民が自己実現をめざせる環境づくり」を位置づけています。これを受け「川口市教育大綱」では、めざす姿Ⅱを実現するものとして、5本の基本目標を掲げ

ており、総合計画との整合性を保持しています。「川口市教育振興基本計画」では、この基本目標5本にあわせ、各施策が位置づけられています。そのうち、文化芸術に関連するものとして、「施策7 文化芸術活動の支援」、「施策8 教育的資源の活用」、「施策9 歴史的資源の保護と活用」、「施策5 生涯学習活動の支援」を示しています。本計画では、これらの施策と有機的に関連するものとし策定しています。

【計画の位置付け概念図】



### 3 計画の期間

計画は、「第5次川口市総合計画」や「川口市教育振興基本計画」との関係性を保持しながら、計画期間を5年間とし、第1期を平成31年度から平成35年度とします。その後、目標達成状況を鑑みて内容を精査し、第2期を平成36年度から平成40年度とするものです。第3期以降も同様とします。この計画は、「川口市文化芸術審議会」において進行管理を行い、取り組みの見直しや改善を図り、具体的なアクションプランを策定します。

